

指名競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて

1. 島原市発注の工事及び建設関連業務委託に係る指名競争入札については、下記に示す場合を除き入札参加者が1者のみの場合は、入札を中止するものとする。
 - 1) 災害復旧工事など特に緊急性を要する場合
 - 2) 特別の技術若しくは特別な機械を必要とする工事
 - 3) 再度入札で参加者が1者となった場合
2. 入札を中止する時期
入札参加者が1者であることを確認した時点。
3. 適用の時期
平成31年4月1日以降に入札執行通知する案件から適用する。